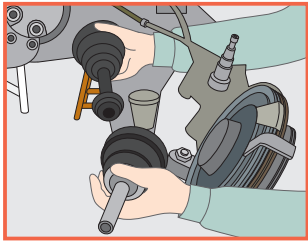


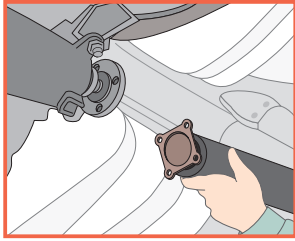
STOP 違法整備!!

あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？

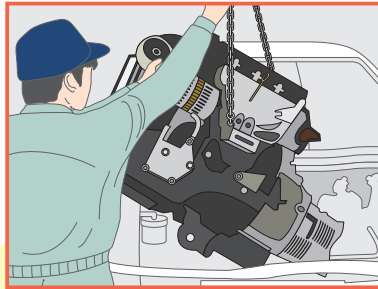
次のような装置の点検・整備(分解整備)は、国の認証を受けた工場에서만できます！



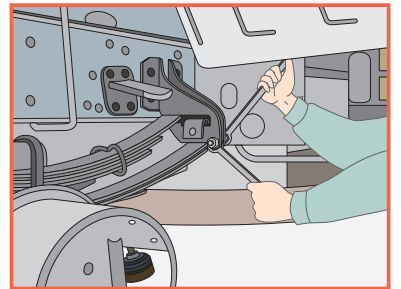
2 動力伝達装置
(ドライブシャフト、プロペラシャフトなどの脱着)



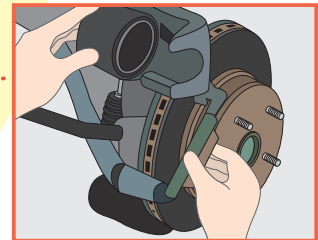
1 原動機 (エンジン脱着)



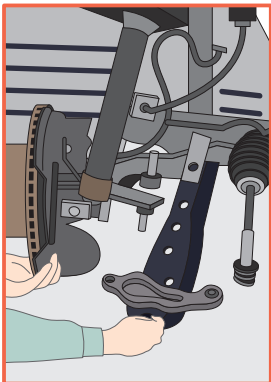
6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



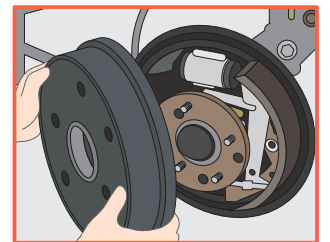
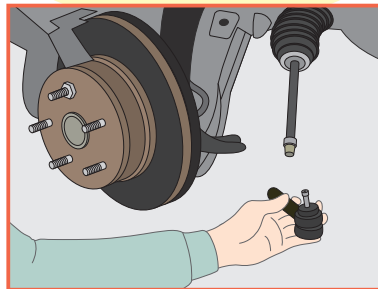
5 制動装置
(ブレーキパッド等、ブレーキ部品の交換)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（九）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

分解整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!

ねえ、うちの車、そろそろ車検でしょう？最近、ブレーキの効きが気になるから、ブレーキもよく点検してほしいわ。



うん、いつもの整備工場に車検を頼んでみようかな。

大丈夫？

点検・整備する装置によっては国が認証した工場しかできないみたいよ。



このような標識を持つ整備工場が国の認証を受けた工場だから、車検を頼むときに確認できるよ!



認証整備工場の標識 (例)

J ○○運輸局長認証
普通 小型自動車分解整備事業
 普通自動車(大型) 小型四輪自動車
 普通自動車(中型) 小型二輪自動車
 普通自動車(小型) 軽自動車
 普通自動車(乗用) 大型特殊自動車

国の認証を受けた整備工場が分かるんだね。



分解整備を行うには国の認証が必要なんだね。



次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に分解整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

check

- 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の 1 ~ 6 のどれかに該当するか
- 点検整備記録簿または分解整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- 車検証の備考欄中、〔受検形態〕が「使用者」又は「その他」と記載されている

車検証の備考欄をご確認ください。

【受検形態】

- 指定整備工場、認証整備工場
国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- 使用者
自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。
- その他 (使用者以外の者により受検が代行された場合)
上記以外の方が車検を受けた場合です。
※ 違法に分解整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。点検整備記録簿を確認してください。



- 北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 022(791)7534
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 025(285)9155
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全部整備課 …… 045(211)7254
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全部整備課 …… 052(952)8042
(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)

- 近畿運輸局自動車技術安全部整備課 …… 06(6949)6453
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 082(228)9142
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 087(802)6783
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全部整備課 …… 092(472)2537
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 …… 098(866)1837

(別紙2)

ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査

1. アンケートの対象となる自動車ユーザー

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、
無作為に抽出します。

- ① 令和元年11月から12月に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)」のもの

【受検種別】	指定整備車・持込検査車
【検査時の点検整備実施状況】	点検整備記録簿記載あり・点検整備記録簿記載なし
【受検形態】	指定整備工場・認証整備工場・使用者 その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)

2. アンケートの内容

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態、依頼した理由 など

3. 調査実施期間

令和2年2月下旬にアンケートを送付、令和2年3月中旬までにアンケートを回収

点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001326118.pdf>

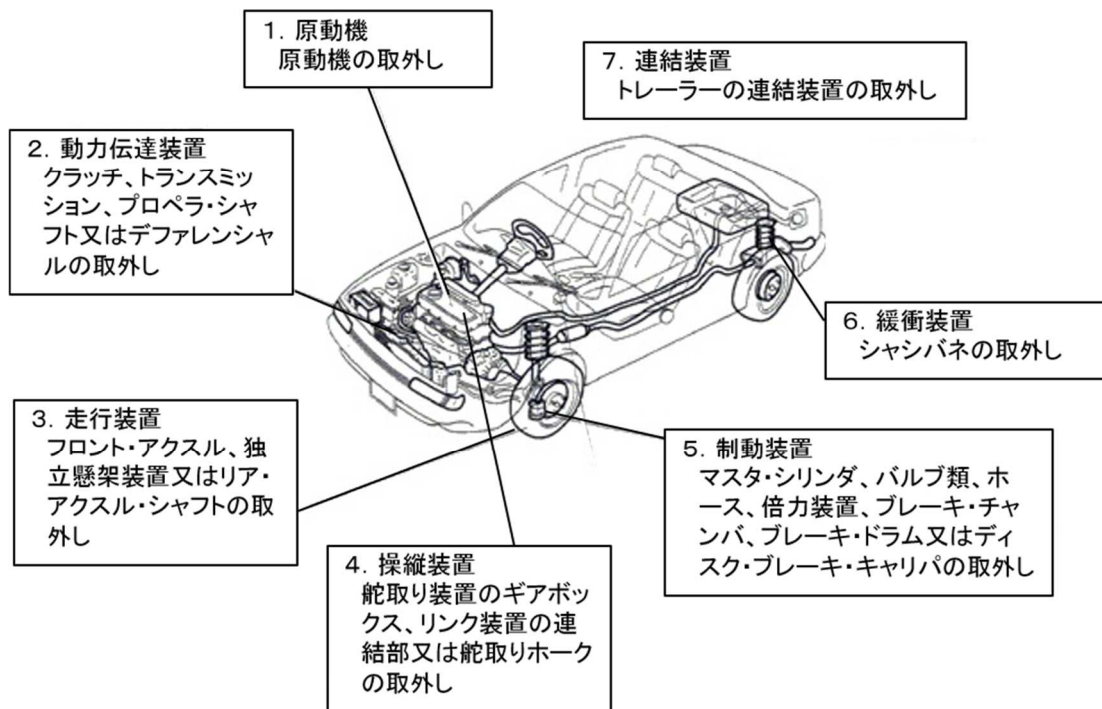
(参考) 「分解整備」と「認証工場」

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいいます。

【道路運送車両法第 49 条第 2 項】

(国土交通省令に規定する分解整備の内容は以下参照)

分解整備の例



自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないとされています。【道路運送車両法第 78 条】

地方運輸局長は、申請に基づき、一定の規模の作業場と作業機械、分解整備に従事する従業員(自動車整備士)を有する工場に対し、自動車分解整備事業の認証を行います。認証工場には、次の標識が掲げられております。



認証工場に車検を依頼した場合、認証工場は、自動車ユーザーに代わり、必要な点検整備を行った上で、運輸支局、自動車検査登録事務所等(いわゆる「車検場」)に車両を持ち込んで検査を受けます。